

松江市交通局広告の掲載及び放送基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松江市交通局（以下「交通局」という。）における広告の掲載及び放送についての基準を定める。

(対象)

第2条 この基準において、対象となる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1)印刷物
- (2)乗合事業用車両の車体及び車内
- (3)乗合事業の車内放送
- (4)停留所等の構築物等
- (5)交通局ホームページ

(広告の基本原則)

第3条 広告について、松江市屋外広告物条例を遵守し、広告主の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るため、次の基本原則を定める。

- (1)公正で真実であること。
- (2)広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3)児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4)品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5)関係法規と社会秩序を守るものであること。

(広告の制限)

第4条 広告については、前条に定める基本原則に基づき、次に掲げるものは掲載又は放送しない。

- (1)政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
- (2)意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3)商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)その他広告として適当でないと交通局長が判定したもの

2 交通局ホームページにおける広告については、前項の規定による制限に加え、別途交通局長が定める「松江市交通局ホームページ広告掲載基準」に沿ったものでなければ掲載しない。

3 前項に定めるもの以外の広告については、第1項の規定による制限に加え、別途交通局長が定める「松江市交通局ラッピングバス広告等掲載基準」に沿ったものでなければ掲載できない。

(広告の料金等)

第5条 広告の種類、掲出期間、料金等は、別表に定める。

2 前項に掲げるもののほか、交通局長が特に必要と認める場合においては、広告の料金を減額あるいは免除することができる。

(広告の承認等)

第6条 広告依頼主は、交通局と広告について契約を締結している事業者（以下「広告代理事業

者」という。)を通して、広告の内容を交通局に提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の審査は、次に掲げるものを構成員とする広告審査会において行う。

(1)総務課長

(2)総務課長補佐

(3)総務課総務係長

(4)松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課長

(5)その他交通局長が特に必要と認めたもの

3 交通局長は、前項の審査結果に基づき、相当と認めるものについて承認するものとする。

4 広告の掲載及び放送の不承認の通知については、広告代理事業者が誠意をもって広告依頼主に通知するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、交通局長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行する。